

議案第207号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案

職員の再任用に関する条例（平成13年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

厚生年金保険法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の再任用に関する条例 (抄)

附 則

(施行期日)

1 省 略

(特定警察職員等への適用期日)

2 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 附則第18条の2 第1項第1号に規定する
厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 附則第7条の3 第1項第4号

特定警察職員等 (以下「特定警察職員等」という。) である者については、平成19年4月1日から、
改正法による改正後の法第28条の4 及び第28条の5 並びにこの条例第2条から第4条までの規
定を適用する。

3 - 4 省 略